

保 発 0221 第 3 号

令 和 6 年 2 月 21 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知）について、その一部を下記のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

- 1 「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知）の一部を次のように改正する。

○別添1別紙を次の表のよう改訂する。

(傍線部分が改訂部分)

改訂後	改訂前
別添1別紙	別添1別紙
第1章 総則	第1章 総則
1～4 (略)	1～4 (略)
5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第2号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、 <u>3年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は2年まで)</u> 柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。	5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第2号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、 <u>二年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</u> <u>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、令和4年度及び令和5年度は二年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は一年まで)とし、その実施状況を踏まえつつ、令和6年度以降は三年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は二年まで)とするものであること。</u>
6～7 (略)	6～7 (略)

○別添2を次の表のよう改訂する。

(傍線部分が改訂部分)

改正後	改正前
別添2 受領委任の取扱規程	別添2 受領委任の取扱規程
第1章 総則	第1章 総則
1～4 (略)	1～4 (略)
5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第2号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、 <u>3年以上（うち、保険医療機関で従事した期間は2年まで）柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</u>	5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第2号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、 <u>二年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</u> <u>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、令和4年度及び令和5年度は二年以上（うち、保険医療機関で従事した期間は一年まで）とし、その実施状況を踏まえつつ、令和6年度以降は三年以上（うち、保険医療機関で従事した期間は二年まで）とするものであること。</u>
6～7 (略)	6～7 (略)